業体については令和６年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）を確認した上で特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和７・８年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、経常建設共同企業体は、構成員として認めない。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること。（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和７年11月４日において次の要件を満たすものとする。

①　平成22年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、当該実績が入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：下記の㋐から㋑の要件を満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。ただし、下記㋐から㋑は同一工事かつ同一トンネルであることとし、施工延長については掘削および覆工を実施した区間の延長であること。

㋐　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））55㎡以上であること。

㋑　トンネル施工延長が600ｍ以上であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

②　当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

９　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

８⑴①の認定（８⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も６及び７により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、８⑴①の認定を受けていない構成員が８⑴①の認定を受けることが必要である。なお、この場合において、８⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに８⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

10　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

11　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

12　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和７年度　１号藤枝ＢＰ原トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年10月21日

中部管区警察局富山県情報通信部長

山地　　稔

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　16

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　購入等物品及び数量　富山県警察本部用指令通信装置　１式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和７年11月21日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒930―8570 富山県富山市新総曲輪１番―７号　中部管区警察局富山県情報通信部通信施設課　電話076―441―2211

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和７年10月22日から令和７年11月21日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　関心表明の方法

⑴　関心表明書の提出期限　令和７年11月21日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　上記２⑵に同じ。

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 15, 28

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Command Communications Equipment for Toyama Prefectural Police Headquarters, 1 Set

⑶　Time limit for the submission of comments : 17 : 15　21 November, 2025

⑷　Contact point for the notice : Communications Facilities Section, Toyama Prefectural Info-Communications Department, Chubu Regional Police Bureau, 1―7 Shinsougawa Toyama-shi Toyama 930―8570 Japan. TEL 076―441―2211

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年10月21日

支出負担行為担当官

デジタル庁会計担当参事官　田邉　国治